

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）改正案 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第 1 章 総則 1. ガイドライン制定の趣旨・位置付け [略] また、<u>2022 年 4 月には</u>「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 49 号）が施行され、同法第 3 条の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正」により、新たに FIP 制度が措置されることになった。 <u>2024 年 4 月には「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 44 号）が施行され、同法第 4 条の「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の一部改正」（以下、同条による改正後の「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」を「再エネ特措法」という。）により、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、説明会等の FIT/FIP 認定要件化などの措置が盛り込まれた。</u> [略] FIT/FIP 制度は、電気の利用者が負担する賦課金によって支えられている制度であり、認定を取得した再生可能エネルギー発電事業者は、その趣旨を踏まえた上で、再エネ特措法第 9 条第 4 項並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）<u>第 4 条の 2 の 2、第 4</u>	第 1 章 総則 1. ガイドライン制定の趣旨・位置付け [略] また、「強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」（令和 2 年法律第 49 号）が <u>2022 年 4 月に</u>施行され、同法第 3 条の「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部改正」<u>（以下、同条による改正後の「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」を「再エネ特措法」という。）</u>により、新たに FIP 制度が措置されることになった。 [略] FIT/FIP 制度は、電気の利用者が負担する賦課金によって支えられている制度であり、認定を取得した再生可能エネルギー発電事業者は、その趣旨を踏まえた上で、再エネ特措法第 9 条第 4 項並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）第 5 条及び第 5 条の 2

条の2の3、第5条及び第5条の2に規定する基準に適合することが求められ、また、再エネ特措法に基づき事業計画を作成するに当たっては、再エネ特措法施行規則様式中に示される事項を遵守することへの同意が求められる。出力等によって異なる部分があるが、一例として、申請様式第1（FIT/10kW未満太陽光・10kW以上50kW未満太陽光以外）における遵守事項の表は以下のとおり。

[略]

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（以下「本ガイドライン」という。）は、再生可能エネルギー発電事業者が再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項（努力義務）について、それぞれの考え方を記載したものである。本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、再エネ特措法第12条（指導・助言）、第13条（改善命令）、第15条（認定の取消し）、第15条の6（積立命令）、第15条の11第1項（返還命令）に規定する措置が講じられることがあることに注意されたい。なお、努力義務として記載されているものについても、それを怠っていると認められる場合には、再エネ特措法第12条（指導・助言）等の対象となる可能性がある。

また、本ガイドラインに記載する事項については、全て再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきものであることに注意されたい。

なお、本ガイドラインは再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づいて再生可能エネルギー発電事業者に求める事項について記載したものであるため、再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則を除く他法令及び条例については、再生可能エネルギー発電事業者の責任において、各法令及

に規定する基準に適合することが求められ、また、再エネ特措法に基づき事業計画を作成するに当たっては、再エネ特措法施行規則様式中に示される事項を遵守することへの同意が求められる。出力等によって異なる部分があるが、一例として、申請様式第1（FIT/10kW未満太陽光・10kW以上50kW未満太陽光以外）における遵守事項の表は以下のとおり。

[略]

事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（以下「本ガイドライン」という。）は、再生可能エネルギー発電事業者が再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づき遵守が求められる事項、及び法目的に沿った適切な事業実施のために推奨される事項（努力義務）について、それぞれの考え方を記載したものである。本ガイドラインで遵守を求めている事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、再エネ特措法第12条（指導・助言）、第13条（改善命令）、第15条（認定の取消し）に規定する措置が講じられることがあることに注意されたい。なお、努力義務として記載されているものについても、それを怠っていると認められる場合には、再エネ特措法第12条（指導・助言）等の対象となる可能性がある。

また、本ガイドラインに記載する事項については、全て再生可能エネルギー発電事業者の責任において実行すべきものであることに注意されたい。

なお、本ガイドラインは再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則に基づいて再生可能エネルギー発電事業者に求める事項について記載したものであるため、再エネ特措法及び再エネ特措法施行規則を除く他法令及び条例については、再生可能エネルギー発電事業者の責任において、各法令及

び条例の規定を確認すること。また、再エネ特措法に基づく説明会等の詳細については「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を参照すること。

[略]

2.・3. [略]

第2章 適切な事業実施のために必要な措置

第1節 企画立案

1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

[略]

表2 変更認定時の年度の調達価格/基準価格が適用されることとなる事業計画の変更

[略]

※1・2 [略]

※3 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に太陽電池の合計出力を変更する場合又は発電出力が10kW未満の発電設備の場合は、調達価格/基準価格の変更なし。また、10kW以上の発電設備の場合（当該設備の出力を増加させる場合を除く。）は、従前の設備相当分は従前の価格を維持し、増設相当分は当該増設に係る変更認定を受けた年度の認定案件に適用される価格を適用した上で、全体を按分計算することにより価格を算定する。

※4 [略]

[略]

2. 地域との関係構築

① [略]

び条例の規定を確認すること。

[略]

2.・3. [略]

第2章 適切な事業実施のために必要な措置

第1節 企画立案

1. 土地及び周辺環境の調査・土地の選定・関係手続

[略]

表2 変更認定時の年度の調達価格/基準価格が適用されることとなる事業計画の変更

[略]

※1・2 [略]

※3 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に太陽電池の合計出力を変更する場合又は発電出力が10kW未満の発電設備の場合は、調達価格/基準価格の変更なし。

※4 [略]

[略]

2. 地域との関係構築

① [略]

② <u>再エネ特措法、再エネ特措法施行規則及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」で定める説明会及び事前周知措置を実施すべき再エネ発電事業の範囲に該当する電源については、再エネ特措法施行規則第４条の２の３に規定する説明会又は事前周知措置を実施すること。</u> ③ [略]	② [略]
【解説】 [略] これらを未然に防ぎ、太陽光発電設備が地域と共生して長期安定的に電力を供給するため、①について、事業計画作成の初期段階から太陽光発電事業者からの一方的な説明だけでなく、自治体や地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要である。 <u>②について、詳細は「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」を参照すること。</u> [略] 第２節 設計・施工 １．[略] ２．発電設備の設計 [略] 【解説】 [略]	【解説】 [略] これらを未然に防ぎ、太陽光発電設備が地域と共生して長期安定的に電力を供給するため、①について、事業計画作成の初期段階から太陽光発電事業者からの一方的な説明だけでなく、自治体や地域住民の意見を聴き適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施し、誠実に対応することが必要である。 [略] 第２節 設計・施工 １．[略] ２．発電設備の設計 [略] 【解説】 [略]

③について、電気事業法に加えて、建築物の屋根に、当該建築物に電気を供給する太陽光発電設備（電技省令や太技省令、建築基準法では、発電用太陽電池設備と記述される）を設置する場合は、建築基準法の定めに従って設置することが求められ、当該太陽光発電設備を含む設置後の建築物は、建築基準関係規定に適合することが求められるため、建築基準法関連の指針などを参考にし、基準に適合した設計を行うことが必要である。特に、屋根設置太陽光発電設備の場合、認定申請時において、建築基準法に基づく検査済証の写し及び不動産登記法に基づく建物表題登記の登記事項証明書の提出が必要である。建築物に関する工事が完了していないため当該認定の申請までにこれらの書類を提出できない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までにこれらの書類を提出することを約する書類を提出することが必要である。この場合において、誓約に基づく提出が確認できない場合には、特定契約を締結することができない。また、誓約に基づく提出がないまま運転を開始していることを確認した場合には、認定計画に従って事業を実施する義務に違反していると認められ、認定を取り消す。なお、検査済証の写しを保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載されている処分等の概要書又は台帳記載事項証明書の提出をもって、建築検査証の提出に代えることを可能とする。また、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和３年農林水産省・国土交通省令第６号）第１条第１号に規定するＡ構造畜舎等として畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和３年法律第３４号）第３条第３項又は第４条第１項の認定を受けたものの屋根に設置する太陽光発電設備については、同法に基づく畜舎等利用計画の認定に係る通知書及び申請書（副本）の提出をもって、検査済証の提出に代えることを可能とする。

③について、電気事業法に加えて、建築物の屋根に、当該建築物に電気を供給する太陽光発電設備（電技省令や太技省令、建築基準法では、発電用太陽電池設備と記述される）を設置する場合は、建築基準法の定めに従って設置することが求められ、当該太陽光発電設備を含む設置後の建築物は、建築基準関係規定に適合することが求められるため、建築基準法関連の指針などを参考にし、基準に適合した設計を行うことが必要である。特に、屋根設置太陽光発電設備の場合、認定申請時において、建築基準法に基づく検査済証の写し及び不動産登記法に基づく建物表題登記の登記事項証明書の提出が必要である（建築物に関する工事が完了していないため当該認定の申請までにこれらの書類を提出できない場合には、当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までにこれらの書類を提出することを約する書類を提出することが必要である。この場合において、誓約に基づく提出がないまま運転を開始していることを確認した場合には、認定計画に従って事業を実施する義務に違反していると認められ、認定を取り消す。）。なお、検査済証の写しを保有していない者は、完了検査の日付、検査済証の交付者、番号及び交付年月日が記載されている処分等の概要書又は台帳記載事項証明書の提出をもって、建築検査証の提出に代えることを可能とする。

[略] 3. 施工 [略] 【解説】 [略] ⑤について、電気事業法（及び建築基準法）における技術基準適合義務は、太陽光発電事業者に課せられているため、自らの責任において技術基準に適合しているかを確認する必要がある。そのため、運転開始前に発電設備の技術基準への適合状況や関係法令及び条例の遵守状況を確認することが重要である。出力 2,000kW 以上の太陽光発電設備の場合、電気事業法においては、運転開始前に使用前自主検査の実施及び使用前安全管理審査の受審をし、手続等を遵守するとともに技術基準への適合状況を確認することが必要である。また、2023 年 3 月より、使用前自己確認の対象が拡大され、出力 10kW 以上 2,000kW 未満の太陽光発電設備に対して、事業者自らが技術基準適合性を確認し、その結果を国に届け出ることが義務付けられており、手続等を遵守するとともに技術基準への適合状況を確認することが必要である。屋根設置区分の対象となる屋根設置太陽光発電設備について、出力 2,000kW 以上の場合は工事計画届出書の写しが、出力 10kW 以上 2,000kW 未満の場合は使用前自己確認届出書の写しが、不備なく提出されることが必要である（当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに提出することを約する書類を提出することが必要である。この場合において、<u>誓約に基づく提出が確認できない場合には、特定契約を締結することができない。</u>また、誓約に基づく提出がないまま運転を開始していることを確認した場合には、認定計画に従って事業を実施する義務に違反していると認められ、認定を取り消す。）。出力 10kW 未満の太陽光発電設備を設	[略] 3. 施工 [略] 【解説】 [略] ⑤について、電気事業法（及び建築基準法）における技術基準適合義務は、太陽光発電事業者に課せられているため、自らの責任において技術基準に適合しているかを確認する必要がある。そのため、運転開始前に発電設備の技術基準への適合状況や関係法令及び条例の遵守状況を確認することが重要である。出力 2,000kW 以上の太陽光発電設備の場合、電気事業法においては、運転開始前に使用前自主検査の実施及び使用前安全管理審査の受審をし、手続等を遵守するとともに技術基準への適合状況を確認することが必要である。また、2023 年 3 月より、使用前自己確認の対象が拡大され、出力 10kW 以上 2,000kW 未満の太陽光発電設備に対して、事業者自らが技術基準適合性を確認し、その結果を国に届け出ることが義務付けられており、手続等を遵守するとともに技術基準への適合状況を確認することが必要である。屋根設置区分の対象となる屋根設置太陽光発電設備について、出力 2,000kW 以上の場合は工事計画届出書の写しが、出力 10kW 以上 2,000kW 未満の場合は使用前自己確認届出書の写しが、不備なく提出されることが必要である（当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに提出することを約する書類を提出することが必要である。この場合において、誓約に基づく提出がないまま運転を開始していることを確認した場合には、認定計画に従って事業を実施する義務に違反していると認められ、認定を取り消す。）。出力 10kW 未満の太陽光発電設備を設置する場合は、運転開始前における太陽光発電設備の確認手続の義務はないが、運用開始
---	--

置する場合は、運転開始前における太陽光発電設備の確認手続の義務はないが、運用開始後の事故などを未然に防ぐためには、出力の大小にかかわらず、発電設備の設計・施工が適切に行われたか、運用開始前に確認を行うことが必要である。

[略]

⑦について、不適切な認定申請による再エネ電気の不適切な買取りを防ぐため、屋根設置区分の対象となる屋根設置太陽光発電設備については、太陽電池の全てを当該建築物の屋根に設けることが必要である。そのため、認定申請時において、当該屋根設置太陽光発電設備の太陽電池の全てが当該建築物の屋根に設けられていることを示す図面及び外観写真を提出する必要がある（当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに外観写真を提出することを約する書類を提出することが必要である。この場合において、誓約に基づく提出が確認できない場合には、特定契約を締結することができない。また、誓約に基づく外観写真の提出がないまま運転を開始していることを確認した場合又は当該太陽電池が一部でも屋根に設けられていないことが確認された場合には、認定計画に従って事業を実施する義務に違反していると認められ、認定を取り消す。また、立入検査等を必要に応じて実施し、認定申請時に提出された図面や外観写真等をもとに、太陽光発電設備の全量が、申請のあった建築物の屋根の上に設置されているか等を検査する。）。

[略]

4. 周辺環境への配慮

① [略]

後の事故などを未然に防ぐためには、出力の大小にかかわらず、発電設備の設計・施工が適切に行われたか、運用開始前に確認を行うことが必要である。

[略]

⑦について、不適切な認定申請による再エネ電気の不適切な買取りを防ぐため、屋根設置区分の対象となる屋根設置太陽光発電設備については、太陽電池の全てを当該建築物の屋根に設けることが必要である。そのため、認定申請時において、当該屋根設置太陽光発電設備の太陽電池の全てが当該建築物の屋根に設けられていることを示す図面及び外観写真を提出する必要がある（当該屋根設置太陽光発電設備の運転開始までに外観写真を提出することを約する書類を提出することが必要である。この場合において、誓約に基づく外観写真の提出がないまま運転を開始していることを確認した場合又は当該太陽電池が一部でも屋根に設けられていないことが確認された場合には、認定計画に従って事業を実施する義務に違反していると認められ、認定を取り消す。また、立入検査等を必要に応じて実施し、認定申請時に提出された図面や外観写真等をもとに、太陽光発電設備の全量が、申請のあった建築物の屋根の上に設置されているか等を検査する。）。その際、調達価格及び基準価格の設定方法を踏まえると、当該太陽電池は屋根又は屋根に設置された支持物のみによって支持されていることが適切である。

[略]

4. 周辺環境への配慮

① [略]

② [略]

標識の掲示は、再エネ特措法に基づいて売電を行っている期間が終了するまで行うこと。また、掲示内容に変更があった場合（事業者変更があった場合や連絡先（電話番号）に変更があった場合を含む。）は速やかに標識の掲示を付け替えること。

③～⑥ [略]

【解説】

[略]

①について、騒音対策として、住宅地から極力離れた場所に PCS を設置する、又は PCS のキュービクルの防音性を向上させる等の対策が想定される。電磁波対策については、発電設備（特に PCS）からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないよう、無線通信への影響を低減させる具体的な方法として、不要発射が少ないと見込まれる装置（例えば、CISPR11 第 6. 2 版の基準に整合していることの認証を受けた装置）を選定する、電力線の遮蔽を行うなどの無線通信への影響を低減する施工を行う、無線設備に障害を与えた場合にノイズフィルタを挿入する、接地の場所や方式を再検討する等による障害の原因の除去を行うことなどが想定される。反射光対策については、太陽電池モジュールの反射光の角度を計算し、周辺の住宅地等に影響しないことを事前に確認し、状況によって設計変更や防眩モジュールの使用を検討するなどが想定される。具体的な設計については、民間団体が作成したガイドライン等（付録参照）を参考にすることが望ましい。なお、騒音、電波障害、光害に関して自治体が独自に条例を定めている場合には、関連条例を遵守することが求められる。

② [略]

標識の掲示は、再エネ特措法に基づいて売電を行っている期間が終了するまで行うこと。

③～⑥ [略]

【解説】

[略]

①について、騒音対策として、住宅地から極力離れた場所に PCS を設置する、又は PCS のキュービクルの防音性を向上させる等の対策が想定される。電磁波対策については、発電設備（特に PCS）からの電磁波や電線を通じた電磁波が周辺の電波環境に影響を与えないよう、キュービクルに電波シールドを附帯することや、PCS へのフィルタの設置、接地の場所や方式を再検討することなどが想定される。反射光対策については、太陽電池モジュールの反射光の角度を計算し、周辺の住宅地等に影響しないことを事前に確認し、状況によって設計変更や防眩モジュールの使用を検討するなどが想定される。具体的な設計については、民間団体が作成したガイドライン等（付録参照）を参考にすることが望ましい。なお、騒音、電波障害、光害に関して自治体が独自に条例を定めている場合には、関連条例を遵守することが求められる。

[略]

また、緊急時に太陽光発電事業者又は保守点検責任者に連絡が取れるよう、「再生可能エネルギー発電事業者」又は「保守点検責任者」のいずれかの項目において、連絡先（電話番号）を記載すること。連絡先に変更があった場合は、標識の掲示を付け替えるとともに、再生可能エネルギー電子申請システムにおいて連絡先の変更を行うこと。

[略]

第3節 運用・管理

1. ～3. [略]

4. 周辺環境への配慮

①～④ [略]

⑤ 標識に掲示する連絡先に記載のある者は、認定基準及び認定を受けた事業計画に従って事業を実施すべきであること（保守点検責任者への適切な監督を含む。）を踏まえ、周辺住民等から連絡があった場合に、適切に対応を行うこと。

【解説】

[略]

5. [略]

第4節 [略]

第5節 撤去及び処分（リサイクル、リユース、廃棄）

1. [略]

2. 事業終了後の撤去・処分の実施

[略]

また、緊急時に太陽光発電事業者又は保守点検責任者に連絡が取れるよう、「再生可能エネルギー発電事業者」又は「保守点検責任者」のいずれかの項目において、連絡先（電話番号）を記載すること。

[略]

第3節 運用・管理

1. ～3. [略]

4. 周辺環境への配慮

①～④ [略]

【解説】

[略]

5. [略]

第4節 [略]

第5節 撤去及び処分（リサイクル、リユース、廃棄）

1. [略]

2. 事業終了後の撤去・処分の実施

[略] 【解説】 [略] ③④について、使用済太陽光発電設備（住宅用も含む）は、廃棄物処理法において原則として「産業廃棄物」として取り扱われる。このため、太陽光発電事業者は、関係法令に則り、事業終了後に適切に設備の廃棄・リサイクルを実施することが求められる。また、太陽光発電設備の廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合は、直接当該解体工事を請け負う排出事業者が、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行うことが求められる。適正処理に必要な太陽電池モジュールの含有化学物質の情報については、<u>最終処分場において発電設備を受け入れる際に提供を求められる場合がある。こうした情報は発電設備の廃棄・リサイクルを確実に実施するために必要であり、太陽電池モジュールの購入時から時間が経過するにつれて把握がより困難になることから、含有化学物質（鉛、カドミウム、ヒ素及びセレン）及び製造期間の情報について、事業計画認定時（変更認定時を含む。）において製造業者または輸入業者の WEB や当該業者への照会等により、入手しておく必要がある（参考：一般社団法人太陽光発電協会使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン（第1版））。</u>また、太陽光発電事業者においても、当該関連法規等の制定趣旨を理解し、発注先の排出事業者が適切な産業廃棄物の処理体制を構築していることなどをあらかじめ確認してから発注することが望ましい。加えて、太陽光発電事業者は、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化を含めた適正処理について、排出事業者が廃棄物の処理	[略] 【解説】 [略] ③④について、使用済太陽光発電設備（住宅用も含む）は、廃棄物処理法において原則として「産業廃棄物」として取り扱われる。このため、太陽光発電事業者は、関係法令に則り、事業終了後に適切に設備の廃棄・リサイクルを実施することが求められる。また、太陽光発電設備の廃棄を含む撤去（解体工事）を発注する場合は、直接当該解体工事を請け負う排出事業者が、廃棄物処理法における産業廃棄物処理に係る規定を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者への委託、適正な対価の支払、廃棄物の情報提供、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を行うことが求められる。適正処理に必要な太陽電池モジュールの含有化学物質の情報については、製造業者または輸入業者の WEB や当該業者への照会等により、入手しておく必要がある（参考：一般社団法人太陽光発電協会使用済太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン（第1版））。また、太陽光発電事業者においても、当該関連法規等の制定趣旨を理解し、発注先の排出事業者が適切な産業廃棄物の処理体制を構築していることなどをあらかじめ確認してから発注することが望ましい。加えて、太陽光発電事業者は、廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量化を含めた適正処理について、排出事業者が廃棄物の処理責任を果たせるよう、それぞれの立場に応じた責務を果たす必要がある（参考：環境省 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知））。上記のとおり廃棄物やリサイクル等を実施するに際しては、一般社団法人太陽光発電協会において太陽光電池モジュールの適正処理が可能な産業廃棄物中間処理業者一覧表を策定・公表しているため、この一覧表も参考に、適切な廃棄物
---	---

責任を果たせるよう、それぞれの立場に応じた責務を果たす必要がある （参考：環境省 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（通知））。 上記のとりの廃棄物やリサイクル等を実施するに際しては、一般社団法人 太陽光発電協会において太陽光電池モジュールの適正処理が可能な産業 廃棄物中間処理業者一覧表を策定・公表しているため、この一覧表も参考 に、適切な廃棄物処理業者を選定すること。 [略] 第 6 節 市場取引等により供給する事業（FIP 認定事業）を行う際の必要 な措置 1. [略] 2. FIP 認定事業独自の認定基準 ① [略] ② <u>再エネ特措法施行規則第 5 条第 2 項第 4 号に定める基準の例外と して、附属する蓄電池に系統側から充電する場合は、認定申請発電 設備の設置場所を含む一の需要場所に需要設備（当該設備の運転 に不可欠なものを除く。）が設置されていないこと。また、供給促 進交付金の計算に必要なものとして、当該蓄電池に供給される電 気の量のうち再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に由来 するものとそれ以外のものとを区分して計算でき、かつ当該蓄電 池から市場取引等により供給する電気の量を計算できる構造にあ ること。</u> 【解説】 [略]	処理業者を選定すること。 [略] 第 6 節 市場取引等により供給する事業（FIP 認定事業）を行う際の必要 な措置 1. [略] 2. FIP 認定事業独自の認定基準 ○ [略] 【解説】 [略]
---	--

このような FIP 制度下においても長期的・安定的な電気供給を適切に実施するため、認定前に電力の取引方法（市場取引や相対取引等）や需給管理方法（発電設備に求められる FIT と FIP 以外のリソースと同一 BG を組成することや蓄電池等による発電タイミングのシフトを行う等）を行い適切に計画策定していくことが求められる。

②について、当該措置の対象は、2024 年 4 月 1 日以降に再エネ特措法第 9 条第 4 項に基づく認定を受けた再生可能エネルギー発電設備（発電側託送供給料金の対象となるものに限る。）に限られる。なお、系統側からの充電に由来する電気の量についてはプレミアム交付の対象外となるため、次の考え方により、認定発電設備（再生可能エネルギー源を電気に変換する設備）に由来する電気の量を観念する。

＜按分方法＞

蓄電池から放電された電気の量（①）について、系統側から蓄電池に充電された電気の量（②）と再生可能エネルギー源を電気に変換する設備から蓄電池に充電された電気の量（③）を用いて、下図の算式により按分することで得られた電気の量をプレミアム交付の対象とする。

$$\begin{array}{l} \text{①の放電量のうち、認定発電設備に由来する電気量} \\ = \quad \text{①} \times \frac{\text{③}}{\text{②} + \text{③}} \end{array}$$

3. [略]

このような FIP 制度下においても長期的・安定的な電気供給を適切に実施するため、認定前に電力の取引方法（市場取引や相対取引等）や需給管理方法（発電設備に求められる FIT と FIP 以外のリソースと同一 BG を組成することや蓄電池等による発電タイミングのシフトを行う等）を行い適切に計画策定していくことが求められる。

3. [略]

※ この他、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）並びに再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）及び関係する経済産業省告示における規定等との記載の整合化、表現の適正化並びに巻末の付録に掲げる主な関係法令等の改正等の所要の規定の整備を行う。